

## 京田辺市災害ボランティア事前登録制度要綱

### 《目的》

第1条 この要綱は、災害発生時に必要に応じて設置される京田辺市災害ボランティアセンター等と協働し、ボランティア活動をする個人または団体を事前に登録することで、円滑かつ効果的に救援活動が行えるよう支援することを目的とする。

### 《登録要件》

第2条 京田辺市内に在住、在勤、在学者または拠点を有している団体や企業等で、災害ボランティア活動に理解と協力を得られる者。

### 《登録等》

第3条 災害ボランティアに登録しようとするものは、「京田辺市災害ボランティア事前登録申込書（個人用）」（別記様式1）に、災害ボランティアに登録しようとする団体や企業等は「京田辺市災害ボランティア事前登録申込書（団体用）」（別記様式2）に必要事項を記入し、登録機関に提出するものとする。

2 登録機関は、前項の申込書の提出があった場合は、必要事項の記載を確認した上で、別に定める災害ボランティア事前登録者台帳に登録するものとする。ただし、未成年者が登録を希望するときは、親権者の同意を得なければならない。

### 《情報提供及び研修》

第4条 登録機関は、登録者に対し必要に応じて情報提供及び研修等の実施に努めるものとする。

### 《個人情報の取り扱い》

第5条 京田辺市災害ボランティア事前登録申込書を通じて知り得た個人情報については、登録機関において適正に管理し、災害ボランティア活動推進の目的以外には使用しないものとする。ただし、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲で関係機関に提供することができる。

### 《登録の変更・取り消し》

第6条 登録者は、登録内容に変更があったときや登録の辞退を希望するときは、「京田辺市災害ボランティア事前登録変更届」（別記様式3）を登録機関に提出するものとする。

### 《その他》

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成23年10月1日より施行する。